

京都市固定資産評価審査委員会マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年10月11日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規程第1号

京都市固定資産評価審査委員会マイクロフィルム文書取扱規程の一部を改正する規程

京都市固定資産評価審査委員会マイクロフィルム文書取扱規程の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第15条」に、「第17条～第20条」を「第16条～第18条」に、「第21条」を「第19条」に改める。

第7条第3項中「、当該マスターフィルム文書の撮影指示書に、確認した旨及び撮影状態が良好である旨を記載したうえ」を削り、「収納しなければならない」を「収納するものとする」に改める。

第10条第2項中「及び次条第3項」を「並びに第12条第2項及び第3項」に、「同条及び第12条」を「次条」に改める。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(検査)」を付し、同条第2項中「前項の検査の結果、マスターフィルム文書の保存状態が不良であると認めるときは、その原因を除去し、又は不良なマスターフィルム文書に係る原文書の再撮影を行わなければならない」を「マスターフィルム文書について、毎年、適当な数量を無作為抽出してその保存状態を検査するものとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の検査は、第1項の検査と併せて行うことを妨げない。

第12条に見出しとして「(原因の除去又は再撮影等)」を付し、同条第1項中「マスターフィルム文書について、毎年、適当な数量を無作為抽出してその保存状態を検査するものとする」を「前条の検査の結果、マスターフィルム文書の保存状態が不良であると認めるときは、その原因を除去し、又は不良なマスターフィルム文書に係る原文書の再撮影若しくは不良なマスターフィルム文書を用いて良好なマスターフィルム文書の作成（以下「再作成」という。）を行わなければならない」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 第6条及び第7条の規定は、前項の規定による再撮影について準用する。
- 3 第7条第2項から第5項までの規定（検査に係るものに限る。）は、第1項の規定による再作成について準用する。この場合において、同条第5項中「前条及び第1項から第3項まで」とあるのは、「第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

第12条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により再作成を行う場合、事務室次長は、不良なマスターフィルム文書に活用フィルム文書作成・マスターフィルム文書再作成依頼書（第5号様式）を添えて、撮影受託者に対し、その再作成を依頼しなければならない。

第13条中「当該マスターフィルム文書を保管している」を削る。

第14条第1項及び第2項中「第11条第2項」を「第12条第1項」に改め、同条第3項中「当該原文書を保管する」を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第17条第2項中「活用フィルム文書作成依頼書」を「活用フィルム文書作成・マスターフィルム文書再作成依頼書」に改め、同条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条を削る。

第20条第1項中「第16条」を「第15条」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とする。

第1号様式中「㊟」を削る。

第2号様式中

「

撮影受託者所見		
年	月	日
撮影受託者の氏名（記名押印又は署名）		㊟
撮影依頼者所見		
年	月	日
固定資産評価審査委員会事務室次長の氏名		㊟

を

」

「  
撮影受託者所見  
年 月 日  
撮影受託者の氏名  
に改める。」

「  
第4号様式中 年 月 日 ㊞ を  
」

「  
年 月 日 検査者  
に改める。」

第5号様式中「第17条関係」を「第12条及び第16条関係」に、「活用  
フィルム文書作成依頼書」を 「活用フィルム文書作成  
マスターフィルム文書再作成 依頼書」  
に、「複製の作成」を 「複製の作成  
マスターフィルム文書の再作成」 に改め、「㊞」

を削り、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□には、レ印が記入してあります。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(京都市固定資産評価審査委員会事務室)